

令和8年第3回五所川原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年3月10日(火) 午後3時
- 2 開催場所 五所川原市役所 2階会議室2B、2C

3 出席委員 17名

会長

20番 森 義博

委員

1番	今 貴洋	3番	角田 里美
4番	宮崎 尚彦	5番	伊藤 美穂子
6番	鳴海 正	7番	外崎 高逸
9番	石岡 雅樹	11番	佐藤 善一
12番	一戸 孝志	13番	工藤 昇
14番	佐藤 敬道	15番	相馬 孝雄
16番	柳原 一夫	17番	白戸 裕丈
18番	中谷 徳善	19番	小山内 清人

欠席

2番	山形 浩一	8番	乗田 栄一
10番	小林 達英		

4 次第

- (1) 開 会
- (2) 会長挨拶
- (3) 議長選出
- (4) 議事録署名者の指名及び書記任命
- (5) 業務報告
- (6) 議 事

議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第11号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第12号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第13号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

- 報告第 8号 農用地利用集積等促進計画の認可・公告について
報告第 9号 農用地利用集積等促進計画（売買）の取下げについて

5 閉 会

6 書 記

農業委員会金木支所
支所長 秋村 正紀

7 参 与

農業委員会事務局
局 長 一戸 武二
次 長 鈴木 秀人
係 長 山田 竜太郎
主 査 藤元 大季

農業委員会市浦支所
支所長 奈良 和之

(開会時刻 午後 3時)

司 会 ただ今から令和8年第3回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力を
お願い致します。

本委員会の在籍委員数は20名であります。本日の出席委員数は17名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第26条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、17番 白戸裕丈(しろと ひろたけ)委員、18番 中谷 徳善(なかや のりよし)委員のご両名を指名いたします。また、書記には秋村金木支所長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、鈴木次長、山田農地係長、藤元主査、奈良市浦支所長をお願いいたします。

次に、次第5業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 令和8年3月3日午後1時30分から、福士浩樹推進委員、高橋誉一推進委員、高橋佑典推進委員で五所川原南地区の法務局登記官照会2件、農地

法第5条転用1件の現地調査を行いました。

議長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第10号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 1ページをご覧ください。

議案第10号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

申請件数は、無償所有権移転3件、賃貸借権設定19件です。申請内容については2ページ以降をご覧ください。

議長 議案第10号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

はじめに、番号11番、12番以外について審議いたします。ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (質問)

参与 (回答)

議長 他にございませんか。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、番号11番、12番以外について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、番号 1 1 番、1 2 番以外について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、番号 1 1 番、1 2 番について審議いたします。私に関する案件ですので、「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限」により立ち会うことができないことから退席いたします。議事進行は小山内会長職務代理者をお願いいたします。

(議長交代)

森会長 (退 席)

小山内職代 それでは、ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (質 問)

参 与 (回 答)

小山内職代 他にございませんか。

委 員 (な し)

小山内職代 ご質問がないようですので、番号 1 1 番、1 2 番について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

小山内職代 ご意義がないようですので、番号 1 1 番、1 2 番について原案のとおり許可いたします。

森会長の入室を許可いたします。

森会長 (入 室)

(議長交代)

議 長 つづきまして、議案第 1 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転

用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 15 ページをご覧ください。

議案第 11 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。

農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により、許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転 1 件です。

16 ページをご覧ください。

1 番 大字漆川字浅井ほか、畑 2 筆、計 328 ㎡。

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用目的は福祉関係施設の建築です。

申請地は、五所川原市役所から北東へ約 1.5km の距離にあり、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められていることから、第 3 種農地と判断されます。

申請事業者は、現在申請地の隣接地で老人福祉事業を営んでおり、事業拡大により、既存の施設はそのままで、施設の新築をするものであります。

当該申請は宅地と一体的な計画となっており、法面の整形及び保護を施し、雨水は自然浸透、生活排水等は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流するため、周辺農地等への影響は少ないと見込まれます。

また、資力、信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については 17 ページ、現地調査時の写真等については 18 ページをご覧下さい。

議長 議案第 11 号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 1 1 号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 1 1 号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして、議案第 1 2 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1 9 ページをご覧ください。

議案第 1 2 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」であります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画作成を要請することについて、農業委員会の決定を求めるものであります。件数は、一括方式 1 4 件、再配分 2 件、売買 1 6 件です。

2 0 ページから 2 9 ページまでの 1 4 件については、一括方式による貸借の促進計画で、3 0 ページの 2 件については、受け手変更による貸借の再配分です。3 1 ページから 3 7 ページまでの 1 6 件については、農地中間管理機構の農地売買等事業による促進計画になります。

以上、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、五所川原市農業委員会会長名により 4 月下旬に認可・公告される予定です。

議 長 議案第 1 2 号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

はじめに、一括方式の 5 番以外について審議いたします。ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (質問)

参与 (回答)

議長 他にございませんか。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、一括方式の5番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご意義がないようですので、一括方式の5番以外について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、一括方式の5番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、5番伊藤美穂子(いとうみほこ)委員には退席をお願いいたします。

伊藤委員 (退席)

議長 ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (質問)

参与 (回答)

議長 他にございませんか。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、一括方式の5番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご意義がないようですので、一括方式の5番について原案のとおり決定い

たします。

5番 伊藤美穂子（いとうみほこ）委員の入室を許可いたします。

伊藤委員 （入 室）

議 長 つづきまして、議案第13号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 38ページをご覧ください。

議案第13号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」であります。

青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会があり、現況を調査し回答したので承認を求めるものです。件数は2件です。

39ページをご覧ください。

1番 大字唐笠柳字藤巻、田5筆、計6,239㎡、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。調査の結果、大型店舗の敷地として利用されており、農地へ復元するには著しく困難であることから、非農地と判断されました。

2番 大字唐笠柳字藤巻、田1筆、4,786㎡、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。調査の結果、1番と同様に大型店舗の敷地として利用されており、農地へ復元するには著しく困難であることから、非農地と判断されました。

現地調査時の写真については、40ページをご覧ください。

議 長 議案第13号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 （質 問）

参 与 （回 答）

議 長 他にございませんか。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第13号について承認することにご異議
ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第13号について原案のとおり承認いた
します。

以上、議案第10号から議案第13号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。事務局か
ら何か報告等ございませんか。

事務局 (報 告)

議 長 その他、何かございませんか。

以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。

慎重なご審議ありがとうございました。